

公園を活用した健康づくり事業功労団体に対する表彰要綱

(目的)

第1条 公園を活用した健康づくり事業において、長年にわたり積極的に活動を続け、市民に身近な健康づくりの機会を提供してきた団体を市長が表彰することにより、本事業のさらなる推進を図るものとする。

(対象者)

第2条 表彰の対象は、本事業の活動においてその功績が認められ、表彰をしようとする年度に属する4月1日時点において、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 公園を活用した健康づくり事業の協力ボランティア団体として、活動を主体的かつ継続的に実施していること
- (2) 活動歴が通算満10年、満20年、満30年のいずれかに達していること
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、また反社会的勢力の利益となる活動を行っていないこと

(表彰の手続き)

第3条 表彰の対象となる候補団体を選出するにあたっては、地域保健課が前条の要件を満たすことを確認の上、候補団体に「公園を活用した健康づくり事業表彰候補団体調書（様式第1号）（以下「調書」という。）」の作成を依頼する。

2 調書作成を了承した候補団体は調書を作成後、地域保健課へ提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条により提出があった調書について内容を確認し、必要に応じて候補団体への聞き取り調査を行うものとする。

2 市長は、前項による確認、調査の結果、候補団体を表彰の対象としようとするときは、あらかじめ公園を活用した健康づくり事業検討会議（以下「検討会議」という。）に意見を聴くものとする。

3 検討会議は、候補団体について第2条各号の表彰要件を満たしていること及び地域での功績等についての確認を行い、その結果を市長に報告する。

(表彰団体の決定)

第5条 市長は、検討会議の報告に基づいて、表彰する団体を決定する。

(通知)

第6条 市長は、前条により決定した被表彰団体に対し、公園を活用した健康づくり事業功労団体表彰決定通知書（様式第2号）をもって通知する。

(表彰)

第7条 市長は、第5条で決定した被表彰団体を、公園を活用した健康づくり事業功労団体として表彰するとともに、表彰状を交付する。ただし、前条の規定による通知後、被表彰団体から表彰を辞退する旨の申し出があったときは、この限りでない。

(公表)

第8条 表彰結果は、市ホームページ等で公表する。

(庶務)

第 9 条 この要綱に関する庶務は、地域保健課において処理する。

(補則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

公園を活用した健康づくり事業 表彰候補団体調書

(ふりがな) 団体名			
公園名			
(ふりがな) 代表者氏名			
代表者住所	〒		
活動開始年月日	年 月 日	通算 活動歴	満 年
活動経過			

- 【推薦要件】以下の要件を満たしているか、ご確認ください。
- ☐ 公園を活用した健康づくり事業の協力ボランティア団体として、活動を主体的かつ継続的に実施している
 - ☐ 活動歴が通算満 10 年、満 20 年、満 30 年のいずれかに達している
 - ☐ 公序良俗に反する活動を行っていない
 - ☐ 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、また反社会的勢力の利益となる活動を行っていない

様式第 2 号

船 地 保 第 号

令 和 年 月 日

公園を活用した健康づくり事業功労団体 表彰決定通知書

船橋市長 松戸 徹

年 月 日付で提出のあった「公園を活用した健康づくり事業功労団体」
の表彰候補団体調書について、公園を活用した健康づくり事業功労団体に対
する表彰要綱第 5 条に基づき 年 月 日付で表彰が決定いたしましたの
で通知します。

記

(1) 団体名

(2) 公園名

表彰状

殿

貴会および貴会員は公園を活用した健康づくり事業において多年にわたり積極的に活動を継続し地域住民の健康づくりに寄与した功績はまことに顕著であります
よってこれを表彰します

令和 年 月 日

船橋市長